## SEC のストラテジック・プランー予防型行政と IT への取り組み

### 淵田 康之

### 要約

- 1. 2004 年 8 月 5 日、SEC は、GPRA(政府業績評価法)に基づき、2004 年から 2009 年 に向けてのストラテジック・プランを公表した。エンロン事件や投信不正問題等の一連の問題の発生や、ニューヨーク州司法長官の積極的な証券不祥事摘発姿勢が目立つなかで、SEC がどのような中期プランを掲げるのか、注目された。
- 2. 今回のストラテジック・プランでは、予防型行政という新たな考え方が打ち出されていること、及び IT 戦略が重視されている点が注目される。
- 3. 予防型行政とは、問題が生じてから関係者を摘発し、罰するというよりも、そもそも問題が生じる芽を摘むことを重視しようという発想である。この行政手法を実践するため、新たにリスクアセスメント室が設置された。
- 4. IT 戦略では、XBRL のようなタグ付きのコンピュータ言語の活用、業者のデータへの広範な電子的アクセスの確立、内部の業務効率化のための文書管理やワークフロー管理のシステムの導入などが掲げられている。

### I. ストラテジック・プランとは

### 1. はじめに

2004 年 8 月 5 日、SEC は、2004 年から 2009 年に向けてのストラテジック・プラン を公表した。同プランは、去る 7 月 9 日に組織決定されたもので、SEC の向こう 5 年における役割を確認し、目標と具体的な施策を示したものである。

SEC がストラテジック・プランを発表するのは、今回が3回目である。こうした計画を発表することは、1993 年に成立した政府業績評価法 (Government Performance and Results Act of 1993、以下GPRA) によって、SEC に限らず米国の各行政庁に求められている。

以下では、まず米国における政策評価につ

いて簡単に紹介した上で、今回の SEC のストラテジック・プランの注目点を紹介する。

#### 2. 米国における行政評価

1990 年代初頭、米国は財政難の深刻化に対し、財政の効率化に向けた議論が活発化したが、これを反映して超党派の議員と、就任して間も無いクリントン大統領のイニシャティブの下で、GPRAが成立した。これは、連邦の行政機関に目標設定を課し、その目標に対する成果を評価して報告することを義務付けたものである。目標が明確か、複数の官庁が同様な目標を掲げていないか、そして目標を達成させるような政策が実施されたか、どのような成果が上がったか、などについて把握可能とし、税金の無駄使いを抑止しようという発想である。当初は試験的な導入からスタートし、本格的な導入は1999 年度からで

ある。

GPRAの下で、各省庁は、まず 5 年以上の期間にわたるストラテジック・プランを作成し、OMB (Office of Management and Budget)及び議会の長に提出しなければならない。最初のストラテジック・プランが1997 年 9 月末までに提出され、その後 3 年ごとに改訂することが求められている。今回のSECのストラテジック・プランも2000 年の改訂に次ぐ、2 度目の改訂版であり、初回から数えて3回目のストラテジック・プランとなる。

GPRAにおいては、ストラテジック・プランに含まれるべき項目が明確に定められている。すなわち、当該官庁の包括的なミッションステートメント、一般的な目標(ゴール)や具体的な目標(オブジェクティブ)及びそれらを達成する方策などである。

このストラテジック・プランに基づいて、 毎年、年次業績計画(annual performance plan)が提出される。年次業績計画は、その 官庁の予算に盛り込まれた個々のプログラム について、プログラムの業績目標が何であり、 その目標達成に何が必要かを明示したもので ある。原則として業績目標は客観的、数量的、 計量可能な形で表現することが求められてい る。

年次業績計画の結果については、年次実績 業績報告書(annual performance report)とし てとりまとめられる。こうした各年の計画と その実績評価が、次のストラテジック・プラ ンに反映されていくという仕組みになってい る。

- Ⅱ. SEC のストラテジック・プランのポ イント
- 1. 何故、今回のストラテジック・プランに 注目するか

ストラテジック・プラン自体は、以上のよ

うに、法律によって作成を義務付けられているものであり、SEC が自ら主体的に中期的な戦略を作成しようと考えたものではない。従って、SEC 自身が、このストラテジック・プランを常に意識し、これに沿って行動することに強くコミットしているというわけでは必ずしもないと思われる。しかし、今回のストラテジック・プランは、注目すべきものであったと考えられる。それは、前回のストラテジック・プランが発表された 2000 年当時から、今日までの間に SEC そのものも、また SEC を取り巻く環境も大きく変化したなかで、SEC がどのような対応を志向しているのか、包括的に示す資料と言えるからである。

すなわち第一に、IT バブルが収束し、「根拠なき熱狂」の時代が終わるや否や、エンロン事件を初めとする企業不祥事が立て続けに発生してきた。これにより、一気に企業のガバナンス、内部統制、外部監査、会計原則、ディスクロージャー、アナリストのあり方といった多方面の分野において抜本的な改革が進展した。さらに投資信託における不正の問題も表面化し、投資信託改革も進みつつある。こうした相次ぐ大きな不祥事を経たSEC が、今後の証券行政についてどのような中期的展望を持っているのか注目されるのである。

第二に、こうした不祥事が頻発する中で、 単純に SEC の役割に期待が高まったという 面もあるが、むしろ批判も高まった。という のも、アナリスト問題や投信不祥事の追及の 引き金を引き、その後、問題解決に向けたプロセスにおいて大きなイニシャティブを発揮 したのは、SEC ではなくニュヨーク州司法 長官のスピッツアー氏であった。これに対して SEC は後追い的対応になった観があったのである。さらに、2001 年 5 月に就任してまもなくエンロン事件に直面したハーベイ・ピット委員長は、監査法人擁護派であるとい う批判に晒された末、新しく設立された監査 法人監視機関である PCAOB の委員長選出過程の問題の責任を取り、2002 年 11 月に辞任に追い込まれた。後任は難航した末、DLJの創業者で元 NYSE 会長のウィリアム・ドナルドソン氏が指名された。従って、今回のストラテジック・プランには、ドナルドソン新委員長の SEC の威信回復をかけたビジョンが込められていると言えよう。

## 2. 今回のストラテジック・プランの概要と 特徴

今回のストラテジック・プランの概要は、 図表1にまとめた通りである。特に注目され るのは、以下の点である。

- ① 証券市場において生じた問題をいかに 摘発し罰するか、ということもさることながら、証券市場における問題を早期に検知し、法律違反を予防しようと いう点が強調されている。
- ② サーベンス・オックスレイ法や投信不 正問題等を踏まえつつ、さらなるルー ルの強化、整備を進展させようとして いる。特に、ガバナンス、格付け機関、 ディスクロージャー(投信、アセット バック、デリバティブ等)、そして会 計といった分野である。会計の分野で は、IASB との会計原則の統合イニシャティブへの取り組みが掲げられてい る。
- ③ IT の有効活用が強調されている。IT の活用の場としては、SEC 自身が監督・検査を行う場合の情報収集や分析、内部の業務、及び投資家や企業との間の情報の授受といった多方面における効率化が意図されている。
- ④ SEC の内部組織の改善・強化が重視 されている。サーベンス・オックスレ イ法の成立により、SEC の予算は大 幅に増額され、人材の強化が図られて

いる。これを受け、より適切な人材を 確保するためのリクルート方法、報酬 システム、福利厚生の見直しが進展し ている。また業務環境の改善のために、 先述のITの活用が重視されている。

本稿では、以上のうち、①の予防型行政と ③の IT の活用について、その内容をもう少 し踏みこんで紹介することとする。

### Ⅲ. 予防型行政の強調

### 1. 予防型行政とは何か

ドナルドソン委員長は、就任以来、SECでは従来、問題を摘発し、罰することに重点が置かれてきたが、より重要なことは、そもそも問題を起こさないようにすること、そして問題を正すことではないか、という発言を繰り返している」。

この点について、彼は、喩えとして、警察ではなく、医者になることだという表現を使っている。すなわち、従来、SECと市場関係者の関係は、警察と容疑者のような間柄であったが、これを医者と患者のような間柄に変えるというわけである。医者が患者の相談に乗り、病気の兆候を見極め、その悪化を防いだり、治療したりするのが役割であるように、SECも市場関係者と膝を交えて、業者の経営が悪化したり、法規制上問題を起こす兆候を抱えていないかどうかを把握し、問題が起きる前にアドバイスしたり、あるいは市場における何らかの問題拡大の兆候をいち早く察知し、これを正すことを重視するスタンスに転換しようということである。

実は、前の委員長のピット氏も、エンロン 事件発生直後、問題の予防が重要だ、という ことを強調していたが、彼の場合は法の執行 の部分に焦点を当てていた。すなわち彼はリ アルタイム・エンフォースメントという言葉 を使い、問題が発覚したら、時間をかけて対 応していくのではなく、即座に問題を摘発す

図表 1 SECの戦略計画の概要

ゴール	アウトカム(目指すべき成果)	イニシャティブ(政策手段)
	1.1 証券市場における問題を早期に検知	1. リスクアセスメントを強化し早期に問
	し、法律違反を予防。	題に対応。
1.		2. リスクベースの検査サイクルの導入。
証券法規制遵守のための政策執行		3. 登録業者のデータへのアクセスの改善。
		4. 法令事前適用申請等、問合せの受理と
」 規		回答等のプロセスをよりカスタマード
制	10 计入学厂の位置 加莱	リブンなものとする。 1. リスクアセスメントを通じ、投資家に
遵	1.2 法令違反の摘発、制裁。	1. リヘクノセスメントを通し、投資家にとっての潜在的リスクを検知し、対
サカ		応。
t-		2. 他の証券規制当局(海外及び国内)と
め		協調。
の		3. 検査関連の文書の電子化による効率的
以第		処理。
執		4. 問題ある取引や活動の把握や分析の自動化を進め、違反行為に迅速に対応。
行		関化を進め、遅及11 為に迅速に対応。 データベースも改善。
		5. 職員のパフォーマンス、スキル、知識
		向上。
	2.1 企業及びファンドのガバナンスを強	1. 会計士の規制と監査基準の確立に関し
	化し、また高品質の国際的な財務報告	PCAOB と協調。
	基準に準拠することを通じて投資家を	2. 投信制度改革とヘッジファンド規制。
	保護。	3. 企業及びファンドのガバナンスルールの制定、その他ガバナンス強化の施策
		の実施。
		4. IASB との統合イニシャティブのサポ
		ート。監査基準の改善に向けた国際的
2		な動きのサポート。
<u>+</u>		5. オフバランス取引、SPE 等の会計につ
有 効		いて、原則ベースのアプローチの採用
有 効 か	   2.2   商品やトレーディングプラットフォ	を検討。 1. NMS のレビュー。清算・決済プロセ
つ 柔 軟 な	2.2   個品 ピトレーティングラブットフォー   一ム等のイノベーションの開発におけ	スの効率化。
条   新	る業界の競争努力をサポートすると同	2. 格付け機関の規制構造の検討。
な	時に、市場の公正性、健全性を確保。	3. 投資会社の円滑な発展のための新ルー
規	1970、1990年代、佐工任と提供。	ルの採択。大手発行会社の資本市場ア
		クセスの促進。アセットバックト証券
		及び他のデリバティブに関する開示、 登録規制の明確化。
制環境の維持		
		て協力
持	2.3 規制が明確に記述され、柔軟かつ適	1. 規則制定における組織内の協調体制の
	切であり、また財政的負担や報告負担	改善。コラボレーションツールの導入
	が必要以上に大きくないようにする。	や関連情報のやり取りの電子化など。
		2.経済分析及び計量分析機能を規則や規制に、より活用。
		3. 規則やガイダンスの電子化。様式の簡
		素化、標準化。
		4. 過去の規則制定のインパクトを定期的
		に評価。

3.十分な情報を与えられた形	3.1 開示資料が有益で、わかりやすく、 企業間、業界間、ファンド間の分析が 簡単にできること。またそうした開示 資料への投資家のアクセスが、正確、 適切かつタイムリーに可能であること。 と。	<ol> <li>開示内容の拡充。</li> <li>SEC のデータベースを改善し投資信託 情報へのアクセスを向上させる。投資 アドバイザーに関する情報の電子開 示。</li> <li>S.O.法によって要求された SEC によ るディスクロージャーのレビューに向 けた体制を整備。</li> <li>投資家教育基金の活用。</li> </ol>
	深める。	<ol> <li>2. ウェッブサイトの向上。</li> <li>3. ターゲットを絞った投資家教育プログラムの展開。</li> </ol>
4.SEC のリソースを最大限に活用	4.1 ミッション、ゴール、アウトカムに 則した人材戦略の確立。	<ol> <li>パフォーマンスに応じた報酬システムの実施。</li> <li>リクルートの強化、陣容の強化。</li> <li>福利厚生の充実による従業員満足度の向上とスタッフの保持。</li> <li>バーチャル環境での勤務の可能性を検討。</li> <li>SEC 大学によるオリエンテーションと研修の充実</li> </ol>
	4.2 健全な財務管理と内部統制の実現。	<ol> <li>会計監査の導入。</li> <li>34 年法セクション 31 に基づくフィーの徴収。</li> <li>パフォーマンスに基づく予算管理の検討。</li> </ol>
	4.3 IT の革新的な利用を通じて業務改善を推進。	<ol> <li>戦略的な IT プランの策定。</li> <li>電子的な文書の検索を通じた検査の実施。案件管理の自動化。</li> <li>XBRL のようなタグ付データを活用した開示やファイリングの検討。</li> <li>コメントレターや問合せ等の電子的な管理。</li> <li>コラボレーションテクノロジー、ナレッジマネジメントツール、ウェッブベースの業務管理ツールなどを活用した職員の生産性の向上。</li> <li>エンタプライズ・アーキテクチャへの移行。</li> <li>政府の e ガバメント政策に引き続き参加。</li> <li>システムの安全性、信頼性の確保。</li> <li>IT 投資の立案及びプロジェクト管理のプロセスの向上。</li> </ol>

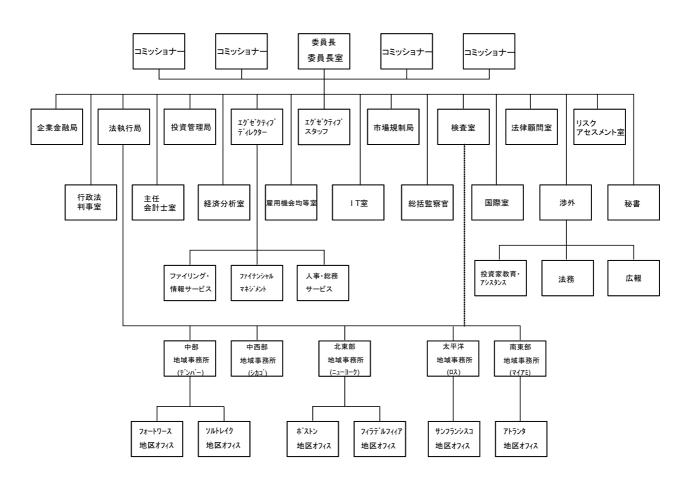
(出所) SEC 資料より野村資本市場研究所作成

ることで問題の拡大を防ごうという発想であった $^2$ 。

またピット前委員長はこれに関連して、問題を自ら SEC に積極的に通報したものについてはクレジットを与え、罰する場合にこの点を考慮すると発言し、これによって問題摘発の迅速化を図ろうと意図したのであった。ドナルドソン委員長の場合は、既に生じている問題に対して、これをいかに摘発するかという段階ではなく、そもそも問題が生じる兆候をつかもうという姿勢が強調されている。問題に事後的に対応するリアクティブな組織から、問題の可能性に積極的に向かっていくプロアクティブな組織への転換とも主張されている。

この予防型行政のシンボルとも言えるのが、 リスクアセスメント室の創設である。ここは、 図 2 に示されるようにコミッショナー直轄の 部署で、業界関係者や学者と接点を持つ他、 SEC の他の部局とコミュニケーションしながら、各部署が抱えている市場や業者の問題の情報や、問題の兆候と感じている点などに関する情報を収集し、リスクマップなるものを作成する。これは SEC が取り組むべき問題を総合したものである。その上で、リスクアセスメント室の役割は、これらの問題の優先順位付けを行い、コミッショナーに進言することである。

従来、SEC の各部局の現場において、問題の兆候が認知されていても、組織の縦割りの問題から、コミッショナーレベルまで上がっていなかったり、複数の部局を通してみると市場全体の大きな問題であることが、個々の部局レベルでは、重大な問題として認知されていなかったという点が反省されている。



図表 2 SEC の組織

リスクアセスメント室は、いわば組織の壁を 越えてリスク情報を収集することで、SEC のトップレベルへのインプットを迅速化、適 切化する役割を果たすことが期待されている。

2004 年 7 月、このリスクアセスメント室の初代室長に就任したのが、チャールズ・フィシュキン氏である。彼は、元フィデリティ・インベストメンツのトレーダーでリスクマネジメント・エグゼキュティブであった³。もっとも就任からこれまでの数ヶ月間は、同室の室員のリクルートのための面接が続いている段階であり、同室が本格的に稼動するのはこれからのようである。

しかし、以下に見るように、リスクアセス メント室の本格稼動を前に、既に予防型行政 の考え方に通ずる動きが、見られ始めている。

### 2. 予防型行政の実践

### 1) リスクベースの検査の発想

リスクベースの検査とは、SEC の限られたリソースを有効に活用するため、一律のチェックマニュアルで検査するのではなく、問題が大きいと判断される業者、あるいは問題があると考えられる分野に焦点を絞り、そこに検査を集中することである。検査サイクルも問題の大きい所により頻繁に検査することになる。銀行検査においては、1995 年からリスクベースの検査が導入されているが、今回、SEC も同様の発想を明確に導入しようというものである。

### 2) 利益相反のチェック

SEC の検査室が独自のイニシャティブで行ったこととして、業者における利益相反の自己点検の要請がある。すなわち、各業者に自らの組織における利益相反について評価し、それによって問題が生じることを防ぐための行動や管理を行うように求めたものである。利益相反の例としては、重要非公開情報の利

用、自社や関連会社の商品を顧客の利益ではなく自社の利益のために販売すること、特定の顧客を他の顧客より優遇する扱いなどである。検査室のスタッフは、業者に書簡を送り、上記の点について各社と面談を行ってきた。これはまさに、医者が患者に日頃の生活習慣をチェックさせ、病気に陥らないようアドバイスする姿勢に似ている。

### 3) IT の活用

業者から提出を受けたり、自ら収集する膨大な情報、そして一般からの各種の通報などを、紙ベースで管理したり、電子ベースで保有していても検索や加工がきかない単なるイメージデータで保有している状態であれば、真に重要な情報を抽出し、判断することは困難である。そこで後述するように IT を活用し、業者のデータへの広範な電子的なアクセスを確立し、財務等の状況、コンプライアンス、市場へのリスク等について、定期的ないし自動的に評価できるようにすることが考えられている。

# 3. 予防型行政の評価-FRB 的手法への接近?

以上のような予防型行政については、SEC が業者に対して警察的ではなく、医者のように接していくことで、立場が業者寄りになってしまう恐れがないか、という指摘もある。例えば業者とのコミュニケーションの過程で、問題の兆候というよりも、既に法令違反があることが発覚した場合、これを表に出さずに解決してしまおうといった不透明な裁量が働く恐れがないか、という懸念がある。

しかし、SEC が目指す予防型の行政は、 既に FRB が大手銀行に対して実践している 手法と同じである、とドナルドソン氏は述べ ている<sup>4</sup>。FRB においては、大手銀行に対す る判断やアクションが市場一般に知られると、 そのことが問題を拡大させる恐れがある。そ こで、様々なレベルのコミュニケーションを 通じて問題の芽を察知し、これを摘み取ると いう対応がなされている。先述の通り、リス クベースの検査も、FRB など銀行行政の現 場で行われていることであり、この点も、 SEC の行政の FRB の行政への接近と言える かもしれない。

この SEC の行政手法が FRB のそれに接近 しているのではないか、ということは、SEC が 2004 年 4 月に採択した、Consolidated Supervised Entity の規則と合わせて考えると 興味深い。同規則は、EU が金融コングロマ リット規制を導入した結果、欧州で活動する 米国の証券会社グループも、本国で同等の規 制を受けていなければ、欧州金融当局のコン グロマリット規制を受けることになるため、 SEC が EU の金融コングロマリット規制を念 頭においた、新たな監督体制を導入したもの である。このことについて、SEC の役割が、 従来の投資家保護行政から、プルデンシャル 規制や金融システムリスクの監視の分野にも 拡大していることを示すものとして注目する 向きもある。こうした点も、伝統的な警察型 行政からの転換を促す背景となっているのか もしれない。

### IV. SECのIT戦略

### 1. 一段と重要になる IT の活用

一連の企業不正や投信不正の問題を受けて、SEC が果たすべき役割は格段に増大している。例えばサーベンス・オックスレイ法により、発行体や投資会社のディスクロージャー書類については、登録時のチェックだけではなく、その後少なくとも3年ごとに再レビューすることとされた。また投信に対する監視の強化が必要となったが、8000 もある投資ファンドをより厳格に監視することは、膨大な労力を伴う。特に証券会社の場合、NASDや取引所が自主規制機関として業者の監視を

行っているのに対し、投信にはそうした自主 規制機関が存在しないため、SEC は自ら監 視体制を強化していく必要に迫られている。 今後、ヘッジファンドについても SEC 登録 を義務付けようという動きもあり、そうなる とますます監督対象が拡大することになる。

SEC は、サーベンス・オックスレイ法により増額された予算を背景に、過去2年で900人もの人員増強を実現し、このような役割の拡大に対応しつつあるが、人力だけに頼らずITを最大限活用していこうとしているのである。

IT 戦略が重要になっていることは、こうした SEC として IT の有効活用が不可欠となっていることと同時に、近年における IT の進歩の結果、IT が格段にパワフルな存在となっていることがある。特に XML や XMLを応用したタグつき言語の発達により、ある情報を伝達する際に、同時にその情報が持つ様々な属性をコンピュータが処理しやすい形態で荷札のように付属させて伝達できるようになった。この他、文書管理、検索、コラボレーション等のテクノロジーも発達している。こうした IT の進歩を積極的に導入していくことが目指されているのである。

IT の導入は、現場レベルでばらばらに進められても、部局を超えたシステムの互換性や情報の共有に難がでる。従って、統一した発想で戦略的に取り組まれなければならない。その意味で重要なのは CIO (チーフ・インフォメーション・オフィサー)の存在である。 SEC においては、従来、情報テクノロジー室は、総務・人事部門等と並びエグゼキュティブ・ディレクターの下に位置していたが、現在は同室は、コミッショナー直属の組織となり、同室長は CIO というタイトルを与えられている。

しばらく空席だったこの CIO のポジションに就任したのがコーレイ・ブース氏である。 同氏は、大手コンサルティング会社マッキン ゼー出身で、テクノロジーというより経営コンサルタントとしての手腕を背景に、SECの IT 戦略を統括している。

統一した発想での IT 戦略ということでは、いわゆる EA (エンタプライズ・アーキテクチャ) の考え方をベースにした、組織における業務と IT の全体的最適化に向けた計画がSEC においても進行中である。ブース氏によれば、その動きはまだ初期の段階にあるということであるが、以下に見るように、個々の具体的な分野において注目すべき IT 活用の動きが進展中である。

### 2. 企業情報における IT 活用

これまでの SEC における IT 活用の最も特筆されるべき成果と言えば、EDGAR の導入による企業情報開示の電子化であろう。これによって開示された情報が、個々の投資家にとって格段とアクセスしやすく、かつ分析しやすくなったのである。

しかし、企業情報開示の分野においては、 さらにその利便性を飛躍的に向上させるテク ノロジーが発展中である。それが XBRL (eXtensible Business Reporting Language) と いう、企業情報に関するタグつき言語の利用 である $^5$ 。

SEC は、2004 年 9 月 27 日、XBRL Voluntary Financial Reporting Program on the EDGAR System という規則提案を出し、企業がボランタリーに XBRL 形式で財務諸表等を EDGAR システムに提出することを認めることとした。SEC ではこの結果を踏まえ、XBRLを正式に EDGAR で採用するかどうか、さらにはその使用を強制するかどうかなどを検討する予定である。XBRL の仕様も、現行のものを使っていくか、それとも SEC 独自の仕様が必要かどうかも検討対象である。なお SEC は 2004 年 10 月に XBRL International のオブザーバーとなり、2004 年 11 月に開催される XBRL の国際会議にも正式に 3 名の

職員を派遣する予定である。

# 3. 業者の検査・監督及び市場監視への IT 活用

先述のように、SEC は業者の各種データへの、広範な電子的アクセスを確立し、財務やコンプライアンスについて定期的あるいは自動的なチェックを行っていくことを検討しているが、業者の監督・検査においてもタグ付き言語を活用することによって、大きな効率化が期待できる。

例えば、業者の財務情報を XBRL で取り 込むことで、財務分析は迅速かつ精緻に行う ことができる。銀行監督においては、既に FDIC が XBRL の利用を推進しており、証券 監督において XBRL が利用されていくのは 自然な流れと言えよう。

また、トレーディングのデータや価格データを分析し、業者や市場における問題を検出する上では、FIXML や MDDL といったタグ付き言語を使うことも考えられている。特に自主規制機関が無く、また不正取引問題を背景に SEC による監視強化が必要とされている投資信託分野において、こうしたタグ付き言語を活用したデータ収集・分析が威力を発揮することが期待される。

この他、近年の不正摘発の手段として多用 されるようになっている電子メールの分析に ついても、高度な検索システムを導入し、疑 わしい表現ややりとりなどを抽出することが 可能となる。

# 4. SEC と市場参加者間のコミュニケーションの円滑化

SEC と市場参加者間のコミュニケーションは様々なものがある。上記の EDGAR や検査・監督等も SEC と市場参加者間のコミュニケーションの一形態とも言えるが、それ以外にも以下のようなものがある。

- ノーアクションレターの要請とこれに対

#### する回答

ー業者に関する問題や疑わしい取引についての SEC に対する通報

これらについても、電子的な処理を進めることにより、迅速かつ効率的な処理が目指されている。また Web サイトの再構築も予定されている。

#### 5. SEC内部の業務効率化

組織内部の業務効率化のための IT の活用は、今日、いかなる組織においても進んでいるが、とりわけ SEC のように膨大なデータと文書が関わる組織はそれほど多くないであろう。しかも業務が急速に拡大し、また人員も急増する中で、IT の果たす役割は大きなものがある。

業務効率化のための IT 活用としては、規則案など作成する際に、現場から上席者に上げたり、修正が途中で加わったりするプロセスが膨大に発生するが、電子メールにファイルを添付してやりとりするといった形ではなく、文書管理、ワークフロー管理のシステムを導入すること、コラボレーションツールを使った電子会議室の利用やリモート環境での業務の可能性の拡大、IT ツールについての研修・教育、ヘルプデスクサービスの充実、スタッフの教育システム、その他会計、人事、資材調達などのバックオフィスシステムの向上などがあげられる。

### ∇. おわりに

## 1. 予想される委員長の交代と中期戦略の行 方

以上、SEC のストラテジック・プランの 概要と、その中で示された予防型行政の考え 方や IT 戦略について紹介した。先述の通り、 ストラテジック・プランは、法律に基づき作 成を要請されるものであり、SEC 自身がこ のプランを、どの程度積極的に意識して今後 の証券行政を行っていくのか定かではない。

特に、大統領選挙の結果、仮に共和党から 民主党に政権が交代すれば、SECの政策に も影響が及ぼう。もっともブッシュが再選さ れても、サーベンス・オックスレイ法以来、 規制強化を進め、企業に多大な規制負担をか けてきた SEC に対しては、共和党議員から の風当たりも強い。実際、規則案によっては、 共和党系のコミッショナーが反対する中、ド ナルドソン委員長が民主党系のコミッショナー と共に賛成に回ることにより、かろうじて 採択されるといった事態が生じている。ドナ ルドソン委員長自身が 73 歳と高齢であるこ ともあり、政権が交代しようとしまいと、 2005 年に彼が退任することは確実であると いう見方も多い。

そうなると、ますます今回のストラテジック・プランで示された各種の構想が、今後、 どの程度、継承されていくのか疑問とされよう。

しかし政治的論争を呼びかねない政策の帰 趣は別として、それ以外の実務的性格の強い 事項については粛々と進められると思われる。 予防型行政の重視という点も、先述の通り、 犯罪を見つけて罰することもさることながら、 予防が重要という発想は、前委員長時代より 主張されていることであり、この点について は大きな異論はないものと考えられる。

もちろん、ドナルドソン委員長のお声がかりで創設されたリスクアセスメント室がどの程度の力を持つかは、新委員長がこの組織をどう評価していくかによるだろうが、既に見たように、各部局レベルで、予防重視の姿勢は始まっているのである。この背景には、過去数年の証券行政が、エンロンを始めとした事件の発生に促された「スキャンダル・ドリブン」な形で進む面が多かったことに対し、それだけでは駄目であるという認識が現場でも共有されていることが考えられる。

加えて、グローバルに金融コングロマリッ

ト化が進む中で、SEC が投資家保護だけに 焦点を置くのではなく、より FRB 的な行政 手法を重視せざるをえなくなっているという 事情もあろう。

IT 戦略も、委員長の去就に関わらず、中期的に計画され、遂行されていくべきことと考えられる。今回、提示された大きな方向性は、今後、特に異論が出されるような性格のものとは考えられない以上、基本的に上記の路線が大きく修正されるとは思われない。

### 2. わが国金融庁における政策評価

わが国においても、2002年より行政機関において政策評価が本格的に導入され、3年から5年間の基本計画が策定されるようになっている。金融庁においても、2003年7月1日から2008年6月30日までを計画期間とする基本計画が策定されているが、その内容は、SECのストラテジック・プランに比べると、極めて簡潔なものとなっている。

報道によれば、金融庁においては、別途、 向こう数年かけて日本版ビッグバンの成果に ついての総合的な検証に取り組むということ であるが、今後、将来に向けての金融庁のあ り方についても、戦略的なプランが示されて いくとすれば、有意義と思われる。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>最近では、Remarks before Financial Services Leadership Forum, September 27, 2004 など。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>例えば"How to prevent future Enron", Wall Street Journal, December 11, 2001

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> "SEC Wants Fixes, Not Fines", Washington Post, September 29, 2004 参照。

<sup>\*</sup>前記のワシントンポストの記事中で、ドナルドソン委員長はインタビューに次のように答えたとされている。"We're trying to move toward the more prudential approach of the Federal Reserve [which regulates bank holding companies and some state-chartered banks]. When they find something wrong, they don't announce it and bring fines, they fix it,"

5 XBRL やタグ付言語については、拙著『XBRL入

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> XBRL やタグ付言語については、拙著『XBRL 入 門』日本経済新聞社、2003 年参照。